



## 年金だより

### 学生のみなさんへ

ます。また、日本の学校に  
限ります。

#### 承認期間

①申請した月の前月分（4月  
申請の場合は4月分）から、  
平成17年3月分まで。

②申請は毎年必要です。

#### 承認されると

①承認期間中に、事故や病気  
で障害が残ったときは、一  
定の要件を満たしていれば  
「障害基礎年金」が支給さ  
れます。

や少ないことにより、国民年  
金保険料を納めることが困難  
なときは、学生納付特例の申  
請が必要です。社会保険事務  
所で前年所得などを審査し、  
承認された期間は保険料納付  
が猶予されます。

#### 申請できる方

①20歳以上の学生の方で、本  
人の前年所得が68万円（収  
入が133万円）以下の方  
です。（学生の方に扶養家  
族があれば、基準額が変わ  
ります。）

②平成15年1月1日以降に会  
社等を退職された方は、前  
述の所得を超えていても退  
職を考慮した審査が受けら  
れます。

①学生証の写し又は在学証明  
書  
②年金手帳  
③印鑑

④会社等を退職して学生にな  
られた方は雇用保険被保険  
者離職票又は雇用保険受給  
資格者証（コピー可）

※問い合わせ先

住民課国保年金係  
82-18813

- 平成16年4月からの保険料は、月額13,300円に据え置きです。
- 保険料の納付は、前納払いがお得です。

保険料を前もって一度に納付できる前納制度があります。前納すると毎月納める手間が省け、納め忘れもなく安心です。さらに、保険料の割引もあります。